

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成31年3月20日（水）10:45～11:04
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授

委員 安念 潤司 中央大学法務研究科教授

<関係省庁>

大政 康史 農林水産省林野庁治山課長
鈴木 綾子 農林水産省林野庁治山課保安林調整官
小川 明穂 農林水産省林野庁治山課企画班災害対策調整官
佐野 由輝 農林水産省林野庁治山課企画班課長補佐
小幡 裕介 農林水産省林野庁治山課企画班企画係長

<事務局>

森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長
村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官
井上 卓己 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 保安林解除手続きに係る特例措置（愛知県提案）について
 - 3 閉会
-

○村上審議官 お待たせをして、大変申し訳ございませんでした。

それでは、本日の1コマ目、「保安林解除手続きに関する特例措置について」ということとお願いしたいと思います。

八田座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 早朝から、お忙しいところをありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○大政課長 林野庁治山課でございます。私のほうから御説明させていただきます。

資料につきましては、お手元のとおりでございますが、まず、保安林解除手続期間の短

縮に係る特例措置でございますけれども、昨年の平成30年12月17日に開催されました第37回国家戦略特区諮問会議におきまして、追加の規制改革事項と、早急に検討すべき事項の一つとして位置付けられたところでございます。

この度、本措置につきまして、農林水産省といたしましては事務次官通知を改正いたしまして、実施できるという整理が事務的に整いましたので、その内容について、御説明させていただきます。

今、御覧いただいておりますのが資料1でございます。資料1、2、3、それから、資料4が事務次官通知の案ということでお持ちしているところでございます。

おめくりいただきまして、資料1でございますけれども、こちらが前回の平成30年12月13日の国家戦略特区ワーキンググループヒアリングの整理を再度こちらのほうで資料でお付けしているところでございます。

提案1につきましては、既存の工場・事業場と一体的に生産・研究開発を行うために隣接地の保安林解除を行う場合には、用地事情に関する要件のうち、「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」を適用しないとされているところでございます。しかしながら、この愛知県の提案だけでは、国民の生命・財産を守るために特に公益的機能の発揮を必要とするというところは、保安林ということで指定されておりますので、この解除要件の緩和ということであるため、保安林の機能の発揮に支障がないように、要件を多少追加した修正案を前回御説明させていただいたところでございます。

提案2につきましては、事業者が事業公営企業を営む都道府県でありまして、代替施設の設置等が確実に講じられる場合には、造成工事完了後、速やかに保安林解除の確定告示を行うということをされています。この提案の場合も、主要な代替施設以外の施設が設置されなかった場合、そういうことは普通ないと思うのですけれども、制度設計上は作っておかなければいけないのかということです。設置された場合の対策が不十分かということもありましたので、そのことが明らかな場合の措置を追加した修正案ということで、前回御説明させていただいたところでございます。

このほか、提案3ということで、特定の要件を満たす事業区域内の保安林の解除につきまして、国家戦略特区の区域計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合には、農林水産大臣の解除予定告示があったものとみなすことといたしまして、都道府県知事が解除予定告示を行うというものがございましたけれども、こちらにつきましては、保安林制度の根幹に関わるものであるということから、措置が難しいのかということです。また、手続期間でやったとしても、結局同じ審査をしなければいけないですので、手続期間の短縮に全く寄与するものではないということもありましたので、前回そういうことを御説明させていただいたところでございます。一応ここについては御理解をいただいたのかということでございますので、今回は整理から外させていただいているところでございます。

2ページ目をめくっていただければと思います。「2」と書いているところでございまして、提案1に対する農林水産省の意見でございます。詳しく御説明させていただきます

と、まず、四つの要件ということで、愛知県のほうから出されたところでございますけれども、上の二つにつきましては、事業の用語の表現の統一を図るという形から少し直させていただいているところでございます。

要件3と4につきましては問題ないかということで、そのままの形にさせていただいているところでございます。

追加といたしまして、その下側でございまして、事業を当該箇所で拡張する必要があるとか、隣接した土地に保安林以外の利用土地がある場合には、その土地を優先するというものになってしまつては困りますので、そういうところの記載ぶりです。

三つ目といたしましては、用地事情を適用しないで、通常は解除されないはずの保安林を解除するという形にもなりますので、全体のバランスを取る感じから、こちらを加えさせていただいているところが、前回御説明させていただいた内容でございます。

提案2につきましては、最後の3ページ目で御説明させていただいております。

まず、愛知県の提案は三つありますけれども、一つ目のところでございます。主要な代替施設でございますけれども、これは案件によって多少あるかと思しますので、適切な代替施設を設置できるように、事前の協議を行うという形で修正案を出させていただいているところでございます。2番目と3番目につきましては、修正しているところはございません。

1点目のところですが、前回12月13日のワーキンググループヒアリングにおきまして、こういうことがあつて、迅速に処理できないと結局困るであろうというお話をいただきましたので、この御指摘を頂きまして、当省といたしましても、保安林解除の審査と並行して主要な代替施設の協議を行うことなどにより、速やかに協議を終わるように進めていきたいと考えているところでございます。

このほか、保安林の機能を維持する観点から、先ほど御説明しましたが、万が一、確定告示の後に主要な代替施設以外の設置が計画どおり設置されないことが明らかとなった場合の措置ということで、4番として要件を追加しているところでございます。これは、前回12月13日に御説明させていただいた内容でございます。こちらのほうは次に様式がございますので、国家戦略特区の他の規制メニューと同じような形の様式ということで整理させていただきましたのが、資料2ということでございます。左側の現状といたしまして、保安林の指定の解除は各種要件を満たすことが必要であり、手続に一定の時間を要するというところでございますので、今回見直し後ということで、国家戦略特区内に限りまして、一定の要件を満たす場合に、①といたしまして、保安林解除に係ります用地事情条件の一部適用除外、②といたしまして、保安林解除の「確定告示」の前倒しということを見直しとして考えているところでございます。具体的な中身につきましては、右側のほうに具体的事業ということで、絵とフロー図を書いてございますけれども、上側が適用除外の絵でございまして、拡張する場合はこのような形で除外しますということ。

2番目の場合が、速やかに行うということで、確定告示の前倒しを行うということで、

フロー図として書かせていただいているところでございます。

このような効果といたしまして、保安林の解除手続の円滑化、事業者への用地の引渡しの早期化が図れると考えているところでございます。

続きまして、資料3が、それを縦にして整理いたしました紙でございます。まず、国家戦略特区におきまして、前回の諮問会議で検討すべき事項となされましたところを、一番上の丸の四角に書いているところでございます。「都道府県が新たに製造場を整備する際」というところは、そのときの検討事項でございます。現状、それから見直し後につきましては、今御説明させていただいたところをやや詳しく目に書いているところでございまして、事務次官通知を改正して対応させていただければと考えているところでございます。

その通知の案ということでお付けしておりますのが資料4でございます。表紙をめくっていただきまして、別添の第1、第2、第3というところでございますけれども、この第3のところに、今御説明をして、前回の12月13日に御提案させていただいた中身を列挙して書いてあるという形で、改正すれば大丈夫かと考えているところでございます。

これを御承認いただければ、速やかに年度末に向けて手続を行いまして、年度内に発出したいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○八田座長 御説明をどうもありがとうございました。随分いい案ができたと思います。

それでは、安念委員、どうぞ。

○安念委員 驚きました。よくこれだけ踏み込んでいただいたものです。

以上です。

○八田座長 本当にこれは実際役に立つ改革をやってもらいますし、保安林の観点からも十分配慮されていると思います。本当にいい結果に導いてくださってありがとうございます。

それでは、事務局から何かありますか。

○村上審議官 特にございません。

○八田座長 それでは、どうもよろしくお願いいたします。